

公定価格と利用者負担について

1 概要

① 公定価格の概要

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。（子ども子育て支援法 27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

公定価格は、「施設の所在する地域」「定員規模」「認定区分」「保育必要量」「年齢」等によって異なり、教育・保育サービスの利用者1人あたりの基本分単価に、様々な加算（減算）を積み上げて、施設ごとに計算される。

② 利用者負担の概要（幼稚園・保育所・認定こども園において保護者が負担する保育料等）

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、公定価格の仮単価と合わせて、利用者負担のイメージが示されている。参考資料2 P1-4 参照

これは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定されている。

- ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮

※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

2 国が示した利用者負担のイメージ及び射水市の現保育料体系について

参考資料2 P1-3 参照

① 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

幼稚園保育料(市立)

	階層の定義	保育料(月額)
現 行 制 度	① 生活保護世帯	0
	② 市町村民税所得割が非課税となる世帯	1,300
	③ 市町村民税の所得割課税額50,400円以下となる世帯	3,900
	④ 市町村民税の所得割課税額50,400円を超え、60,300円以下となる世帯	5,200
	⑤ 市町村民税の所得割課税額60,300円を超える世帯	6,500

幼稚園保育料(民間)

	区分	階層区分	階層の定義	推定年収	保育料基準額(月額)
現 行 制 度	国現行試算 (現行の利用者負担の水準を基本。) =新制度	5階層	① 生活保護世帯	—	0
			② 市町村民税非課税世帯 (市町村民税非課税所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100
			③ 市町村民税 所得割課税額77,100円以下	~360万円	16,100
			④ 市町村民税 所得割課税額211,200円以下	~680万円	20,500
			⑤ 市町村民税 所得割課税額211,200円以上	680万円~	25,700
	射水市内(例)	5階層	① 生活保護世帯	—	0
			② 市町村民税非課税世帯 (市町村民税非課税所得割非課税世帯含む)	~270万円	8,900
			③ 市町村民税 所得割課税額77,100円以下	~360万円	15,900
			④ 市町村民税 所得割課税額211,200円以下	~680万円	20,300
			⑤ 市町村民税 所得割課税額211,200円以上	680万円~	25,500

※ 入園料含む。

※ 給食費含まず。

② 保育認定を受けた子ども（満3歳未満及び以上）の利用者負担のイメージ（月額）

保育園保育料(公立＝民間)					
	国制度（保育所徴収金(保育料)基準額表) P928				
	児童の年齢	階層区分	階層の定義	保育料基準額	
現行制度 (国)	3歳未満児	8階層	1階層:生活保護世帯	0	
			2階層:市町村民税 非課税世帯	9,000	
			3階層:市町村民税 課税世帯	19,500	
			4～8階層:所得税課税世帯	30,000～104,000	
	3歳以上児	8階層	1階層:生活保護世帯	0	
			2階層:市町村民税 非課税世帯	6,000	
			3階層:市町村民税 課税世帯	16,500	
			4～8階層:所得税課税世帯	27,000～101,000	
射水市（射水市保育料徴収基準額表）					
	児童の年齢	階層区分	階層の定義	保育料額	(射水)/(国)
	現行制度 (射水)	3歳未満児	8階層 (16区分)	1階層:生活保護世帯	0
2階層:市町村民税 非課税世帯				5,000	55.60%
3階層:市町村民税 課税世帯				10,000～14,000	51.3%～71.8%
4～8階層:所得税課税世帯				17,000～40,000	56.7%～38.5%
3歳以上児		8階層 (16区分)	1階層:生活保護世帯	0	
			2階層:市町村民税 非課税世帯	3,000	50.00%
			3階層:市町村民税 課税世帯	8,000～11,000	48.5%～66.7%
			4～8階層:所得税課税世帯	14,000～32,000	51.9%～31.7%
国制度（利用者負担のイメージ）					
	児童の年齢	階層区分	階層の定義	保育料基準額	
				保育標準時間	保育短時間
新制度 (国)	保育認定を受けた子ども (満3歳未満)	8階層	1階層:生活保護世帯	0	0
			2階層:市町村民税 非課税世帯	9,000	9,000
			3～8階層:市町村民税 所得割課税額	19,500～104,000	19,300～102,400
			1階層:生活保護世帯	0	0
	保育認定を受けた子ども (満3歳以上)	8階層	2階層:市町村民税 非課税世帯	6,000	6,000
			3～8階層:市町村民税 所得割課税額	16,500～101,000	16,300～99,400

▲1.7%

(参考)

保育所(園)運営費及びその財源について

児童を保育所において保育した場合には、最低基準を維持するのに必要な費用として、保護者から徴収する額を差し引いた残余の額につき、

民間保育所の場合、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4の割合で負担するものとされている
(児童福祉法第50条・第51条・第53条・第55条)。

公立保育所の場合は当該自治体が全額負担する。

民間保育所に係る運営費の内容は、人件費(保育士等職員の人件費)、事業費(児童の一般生活費、採暖費)、管理費などから成り立っている。運営費は、保護者徴収金並びに国、都道府県及び市町村の負担を財源として、乳児、1~2歳児、3歳児、4歳以上児の年齢区分と施設定員規模、施設所在地の地域区分等に応じて、児童1人当たりの月額単価(保育単価)により、市町村から支弁される。

また、その他加算単価として主任保育士専任加算、事務職員雇上加算等がある。

射水市民間保育園(全体)の状況

制度

平成25年度決算見込額 では…

保育園運営費 (支弁額) (A)	国庫負担金 (B)=((A)-(E)) × 1/2	国庫負担金 (B)=((A)-(E)) × 1/2 363,510千円(27.2%)	実際の保育料が徴収金 基準額より低いことによる 市負担分 261,252千円(42.8%) 実際の保育料 349,051千円(57.2%)
	県負担金 (C)=((A)-(E)) × 1/4	県負担金 (C)=((A)-(E)) × 1/4 181,755千円(13.5%)	
	市負担分 (D)=((A)-(E)) × 1/4	市負担分 (D)=((A)-(E)) × 1/4 181,755千円(13.5%)	
	徴収金基準額(保育料)※ (E)=(A)の概ね半分程度	徴収金基準額(保育料)※ (E) = (A)の概ね半分程度 610,303千円(45.6%)	
		(A) 1,337,323千円(100.0%)	

注 教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造(公定価格及び利用者負担)については、[参考資料2 P5 参照](#)

3 新制度における利用者負担の運用についての課題等

① 利用者負担に係る所得階層認定の運用について（幼・保・認共通）

ア 利用者負担の切り替え時期について

- ・ 利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとする。
- ・ 具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）こととする。

② 低所得世帯等の減免規定の取り扱い（新制度における国の考え方）

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施。

- 基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

（対象世帯）

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）

（軽減額）

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表を適用。

<教育標準時間認定>

階層区分	定義	利用者負担額		利用者負担額
第2階層	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100円	⇒	0円
第3階層	所得割課税額77,100円以下	16,100円		15,100円

<保育認定>

（3歳以上児）

階層区分	定義	利用者負担額		⇒	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	⇒	0円	0円
第3階層	所得割課税額48,600円以下	16,500円	16,300円		15,500円	15,300円

<保育認定>

（3歳未満児）

階層区分	定義	利用者負担額		⇒	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	⇒	0円	0円
第3階層	所得割課税額48,600円以下	19,500円	19,300円		18,500円	18,300円

③ 多子軽減の取扱いについて

(1) 現状（多子軽減の具体的な内容）

<教育標準時間認定の子ども>

- ・ 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

<保育認定の子ども>

- ・ 保育所、認定こども園等を同時に利用している場合、年長の子どもから順に2人目以降の子どもの利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

(2) 本市においては、

<教育標準時間認定の子ども>

- ・ 私立は小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間）
- ・ 私立においては、2人目は半額（公立は半額としていない）とし、所得制限は設けない。
- ・ 出生第3子以降の園児については、全て無料とし、所得制限は設けない。

<保育認定の子ども>

- ・ 保育所、認定こども園等を同時に利用している場合、年長の子どもから順に2人目以降の子どもの利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間）
- ・ 公立・私立共に2人目は半額とし、所得制限は設けない。
- ・ 出生第3子以降の園児については、全て無料とし、所得制限は設けない。

④ 公立幼稚園の利用者負担額について（国資料）

質問	回答
<p>新制度における公立幼稚園に係る利用者負担額は、私立幼稚園と同じになるのでしょうか。</p>	<p>施設型給付における国の定める利用者負担の基準は、国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ私立施設について設定するもの。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設のための公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していない。</p> <p>公立幼稚園の利用者負担額の具体的な設定については、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、設置者かつ財源負担者である市町村において判断すべきものとする。</p> <p>なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談していく。</p>

質問	回答
<p>私立幼稚園の利用者負担額はどうか。また、それはいつ決まるのでしょうか。</p>	<p>5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示ししましたが、具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ、補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。</p> <p>国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実質負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。</p> <p>現在、私立幼稚園の保育料等は各園の判断で様々な名称の納付金が徴収されておりますが、教育の質の向上を図るため必要な範囲内で、利用者負担の国基準額（月額25,700円、年額308,400円）を超えて費用徴収を行う「上乘せ徴収」への移行が考えられます。</p> <p>逆に、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。</p>